

狭あい道路拡幅整備方針

～狭い道路をなくして、住みよいまちづくり～



松伏町

まちづくり整備課 土木担当

TEL 048-991-1823

FAX 048-991-9092



マップー

初版 平成 22 年 9 月

改正 平成 29 年 4 月

狭あい道路について

松伏町内には、道路幅員が 4m に満たない道路が数多く存在している状況です。このような狭い道路では日常生活における通行や災害時の消防・救急活動に支障をきたします。

狭あい道路の問題

- ・緊急車両（消防車、救急車等）の通行に支障をきたし、消火活動や救助活動の妨げの原因となります。
- ・災害時の避難に支障をきたします。
- ・歩行者と車のすれ違いや自転車と車のすれ違いが困難なため危険です。

問題を解決するためには・・・

当町では、建築基準法で定められた道路空間（道路幅員 4 m）を確保することにより、狭い道路を解消するため「狭あい道路拡幅整備方針」を作成し、皆様の御理解と御協力により狭い道路をなくして、安全で住みよいまちづくりを目指しています。

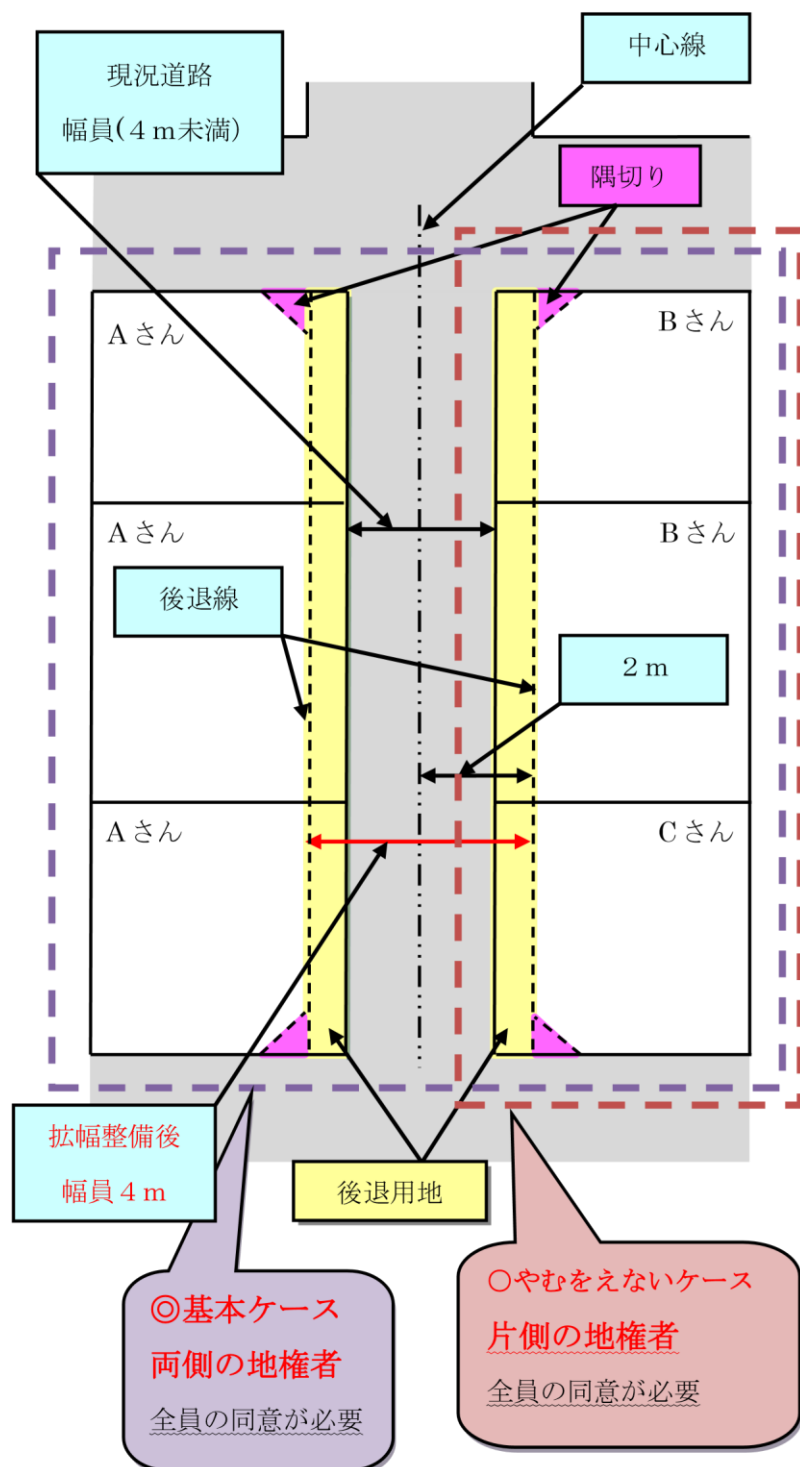
通常、建築行為などが発生した際、狭あい道路（幅員が 4 m に満たない道路）に関する敷地は、建築基準法により（4 m のラインまで）後退しなければなりません。今回、当町が示す「狭あい道路拡幅整備方針」は、地域住民の皆様の生活道路であり、狭あい道路を拡幅（道路幅員 4 m）する意思のある皆様の合意のもとで、現状の道路から後退用地を御寄付（採納）していただき、その用地を町が舗装等整備するものです。

後退用地とは・・・（次ページ参照）

- (1) 建築基準法第 42 条第 2 項で規定されている道路（2 項道路）で、道路（拡幅前旧道）の中心線から水平距離 2m の後退がなされていない道路に接する敷地。
- (2) 松伏町宅地開発指導要綱第 7 条第 5 項の規定により角敷地の建築制限を受ける部分の土地で、基準に満たない隅切り用地に接する敷地。
- (3) その他町長が認める場合の敷地。

※ ただし、都市計画法第 34 条第 12 号の規定により定める開発行為は対象外になります。

拡幅整備の考え方



「分筆補助金とは」

町は分筆する費用の一部として申請者に対し補助金を土地1件につき10万円とし、一筆増えるごとに2万円を加算して支給します。

例

Aさん : 10万円 + 2万円 + 2万円 = 14万円

Bさん : 10万円 + 2万円 = 12万円

Cさん : 10万円

※測量費用は、申請者のご負担となります。

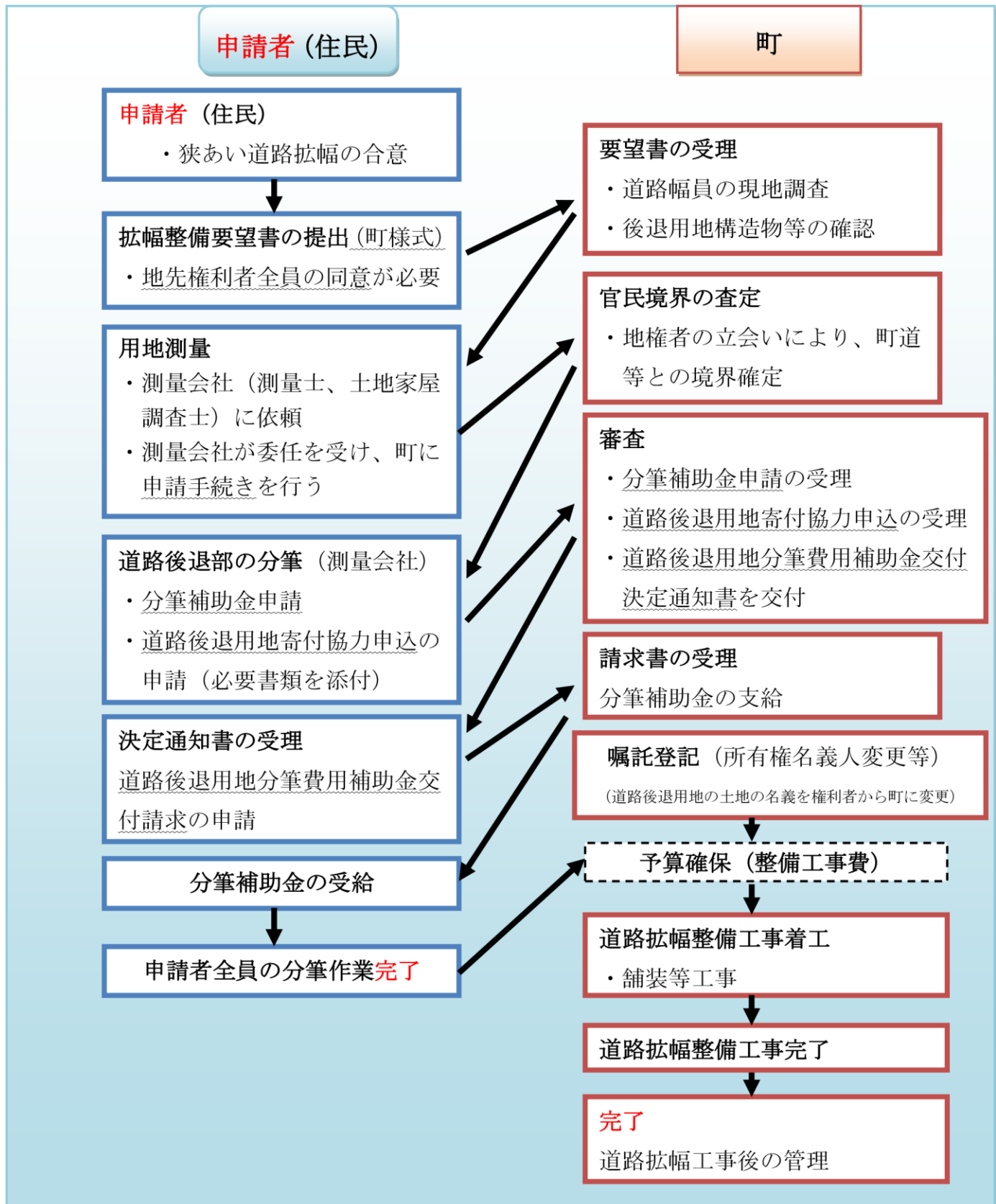
(通常、目安として10万円～30万円)

《手順》

- 1 申請者は必要書類を町に提出します。
 - ・道路後退用地寄付採納協力申込書
 - ・道路後退用地分筆費用補助金交付申請書
- 2 町は道路後退用地分筆費用補助金交付決定通知書を申請者に交付します。
- 3 申請者は道路後退用地分筆費用補助金交付請求書を町へ提出します。
- 4 町は申請者に補助金を支給します。

※分筆とは、登記簿上でひとつの土地(一筆)を、いくつか分割して登記し直すことです。

拡幅整備の手順



【申請者と松伏町の役割】

項目 区分	分筆	登記	後退用地の 構造物撤去	拡幅工事	整備後の 管理	固定資産税 等の非課税
申請者	○		○			
町		○		○	○	○

※分筆する費用の一部は、町より補助金を支給します。

狭あい道路拡幅整備方針

- ・現況の道路幅員が4m未満でその道路に接する沿線地権者全員の同意のもとで道路拡幅要望されるもの。
 - ・なお、両側の沿線地権者全員の同意が原則ですが、やむを得ない場合、片側の沿線地権者全員の同意でも可とします。
 - ・後退用地は、自ら分筆してください。
 - ・後退用地は、道路敷地として町へ無償で寄付してください。
 - ・後退用地内の工作物等は、地権者自らが撤去して更地にしてください。
 - ・拡幅整備した後退用地には、工作物等の障害物を設置できません。
- ※工作物等・・・塀、フェンス、擁壁、門扉、樹木、生垣等を示します。

狭あい道路拡幅対象外

- ・道路幅員が6.0m以上（松伏町宅地開発指導要綱路線の道路）